

社内理解促進奨励金のご案内

精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰を行うとともに、同じ職場の労働者に精神障害者の支援に関する講習を受講させた場合に、当該講習に要した費用の一部を奨励金として支給するものです。

具体的には、精神障害者の雇入れやうつ病等休職者の職場復帰に備え、労働者に精神障害についての理解をしてもらいたい場合などにご利用いただけます。

1 支給対象事業主の主な要件

- 新たに雇い入れた精神障害者又は職場復帰した休職者と同じ職場の労働者に精神障害者の支援に関する講習を受講させること。
- 精神障害者の支援に関する講習の開始日の前後6か月間に精神障害者を雇い入れるか、又は休職者を職場復帰させること。

2 奨励金の支給額

講習1回につき、要した費用の1/2（5万円を上限）
（1年間を上限とし、1年間の講習回数は5回を上限とします。）

3 受給のための手続

- ①精神障害者の雇入れ等及び精神障害者の支援に関する講習の受講
- ②支給申請

1 支給対象事業主

次の①から⑪までのすべてに該当する事業主が社内理解促進奨励金を受給することができます。

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
 - ② 次のア又はイのいずれかに該当する事業主であること。
 - ア 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者である求職者（以下「対象精神障害者」といいます。）を公共職業安定所、地方運輸局又は有料・無料職業紹介事業者（※）の紹介により、継続して雇用する一般被保険者として雇い入れる事業主であること。
- （※）有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者及び対象精神障害者

- 1 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者は、次のいずれかに該当する者であって、症状が安定し、就労が可能な者をいいます。
 - ① 精神保健福祉法第45条第2項の規定により「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者
 - ② 統合失調症、そううつ病（そう病・うつ病を含む）又はてんかんにかかっている者
- 2 上記1の精神障害者である求職者を「対象精神障害者」といいます。

対象精神障害者に該当しない者

次のいずれかに該当する者は、対象精神障害者となりません。

- 雇入れ日において65歳以上の者
- 過去3年間に当該事業所において職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受けることが適当であると公共職業安定所長が認め、当該訓練を受けたことがある者又は現に受けている者
- 過去3年間に当該事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていた者（トライアル雇用終了後又は精神障害者ステップアップ雇用終了後に引き続き一般被保険者として雇い入れられた者を除く。）
- 対象精神障害者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に、対象精神障害者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的に密接な関連性のある事業所で雇用されていた者

- イ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者である65歳未満の休職者を職場復帰させ、継続的に就労させる事業主であること。

休職者に該当する者

精神障害の原因となる疾病について初めて医師の診療を受けた日又は当該疾病に係る診断書の診断日から職場復帰をした日の前日までの休職期間（年次有給休暇、欠勤等を含む。以下同じ。）が6か月間以上である者をいいます。

ただし、職場復帰をした日の前日から起算して1年間の休職期間が延べ6か月間以上である者も含まれます。

- ③ 精神障害者の支援に関する知識を習得するため、次のいずれにも該当する講習（以下「精神障害者支援講習」といいます。）を当該事業所の労働者に受講させる事業主であること。

対象となる講習

（1）講習時間

1回につき2時間以上

ただし、同一の対象者に対する講習で内容に連続性がある講習は、初回から最終回までを1回とみなします。

（2）対象者

雇い入れた精神障害者又は職場復帰した休職者と同じ職場の労働者

（3）講習方法・講習内容

次の①から⑥までのいずれかに該当する者を講師とする講習又は当該事業所以外の機関が実施する精神障害者の支援に関する講習

- ① 精神科医
- ② 精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、看護師又は保健師
- ③ 精神障害に関する専門的知識及び技術を有する学識経験者
- ④ 精神障害者の就労支援に係る経験を3年以上有する者
- ⑤ 精神障害者の雇用管理に係る経験を3年以上有する者
- ⑥ 事業所で雇用されている精神障害者

対象とならない講習

セルフケア（受講する対象者が自身のストレスや心の健康について理解し自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処すること）に関する講習及び通信による講習は対象となりません。

- ④ 精神障害者支援講習の開始日の前後6か月間に、対象精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰を行う事業主であること。

精神障害者支援講習の開始と、対象精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰の順序は問いませんが、6か月以内にあることが要件となります。

- ⑤ 対象精神障害者を雇い入れる場合は、当該雇入れ日の前後6か月間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を解雇等（勧奨退職等を含む。）をしたことがないこと。

- ⑥ 対象精神障害者を雇い入れる場合は、当該雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇などの理由（特定受給資格者となるもの）により離職した者の数（受給資格決定が行われたもの）を、当該事業所における対象精神障害者の雇入れ日における被保険者数で除した割合が6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主であること。
- ⑦ 本奨励金の支給を行う際に、雇入れ又は休職者の職場復帰に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していない事業主であること。
- ⑧ 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置を受けていない事業主であること。
- ⑨ 離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- ⑩ 対象精神障害者の雇入れ日又は休職者の職場復帰日から支給申請時まで、対象精神障害者又は休職していた者に対する賃金を支払期日を越えて支給申請を行うまでに支払っていない事業主ではないこと。
- ⑩ 労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていることにより本奨励金を支給することが適切でない認められる事業主ではないこと。
- ⑪ 労働局が立ち入って行う実地調査に協力する事業主であること。

2 奨励金の支給額

精神障害者支援講習1回につき、要した費用の1/2（5万円を上限）

支給対象となる講習期間は1年間を上限とし、1年間の講習回数は5回を上限とします

対象となる費用

講師謝金、講師旅費、講習を実施する会場使用料、教材費・資料代、外部機関が実施する講習の受講料等

対象とならない費用

- 労働者が精神障害者支援講習に参加するための旅費や講習期間中の賃金等
- 申請事業所において選任されている産業医や産業保健スタッフ、当該事業所の労働者を講師とした場合の講師謝金及び講師旅費



対象精神障害者又は休職者が、支給申請時まで事業主都合で離職した場合は、奨励金の支給を受けることはできません。

自己都合により離職した場合は、離職日から1か月以内に新たに精神障害者を雇い入れる又は別の休職者が職場復帰した場合は、奨励金の支給を受けることができます。

3 受給のための手続

(1) 雇入れ等の実施

事業主は、①又は②を実施した日から6か月以内に、もう一方の取組を実施してください。

(2) 支給申請

奨励金の支給を受けるには、次の①又は②のいずれか遅い日の翌日から起算して1か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を労働局に提出する必要があります。

- ① 対象精神障害者の雇入れ日又は休職者の職場復帰日から6か月を経過した日
- ② 精神障害者支援講習修了日



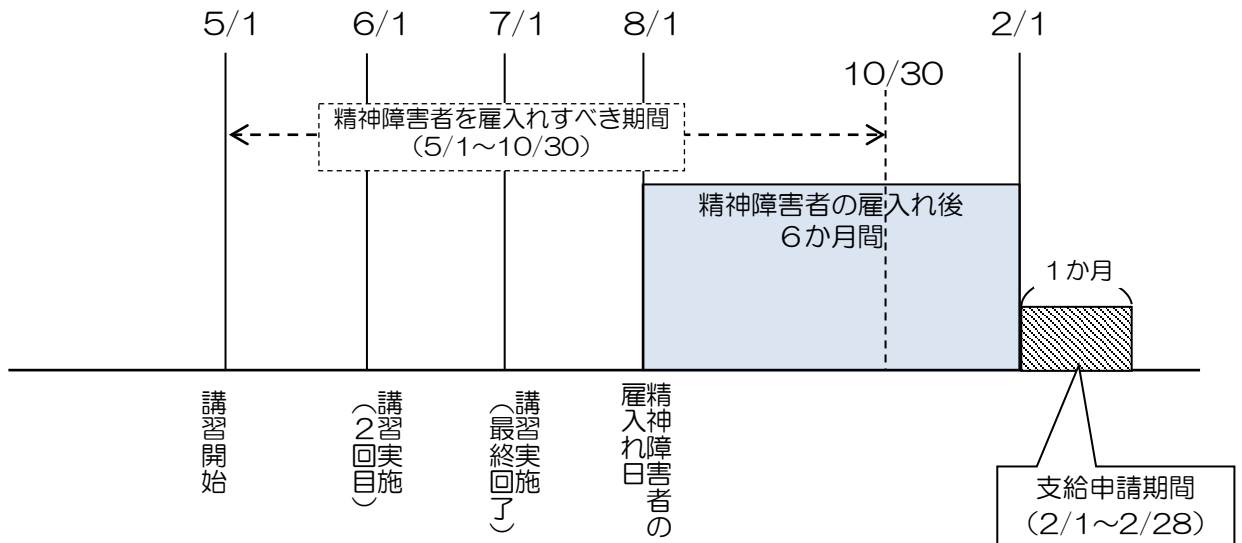
- 支給申請期間内に天災などのやむを得ない理由なく申請を行わなかった場合、支給を受けることができません。
- 支給申請書の提出先の詳細は、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

支給申請に必要な書類

- (1) 精神障害者雇用安定奨励金支給申請書（様式第2号）
- (2) 精神障害者雇用安定奨励金支給申請書（対象精神障害者・休職者に係る事項）（様式第2号-1）
- (3) 精神障害者雇用安定奨励金支給申請書（社内理解促進奨励金）（様式第2号-4）
- (4) 添付書類
 - ① 対象精神障害者を雇い入れた場合は、当該雇入れに係る雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含む。）。休職者を職場復帰させた場合は、当該休職者に係る休職及び復職に係る辞令等（休職期間、職場復帰日、精神障害に係る診療を受けた日又は診断日以降の休職であることが確認できるもの）。
 - ② 対象精神障害者又は休職者が精神障害者であることを証明する書類（精神保健福祉法第45条第2項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（写）又は主治医の意見書であって対象精神障害者又は休職者の氏名が確認できるもの）
 - ③ 労働者に受講させた講習のカリキュラム等（講習年月日、講習時間、講師の氏名、講師の職歴及び講習内容が確認できるもの）
 - ④ 講習に要した費用が確認できる書類（講師謝金の領収書等）
 - ⑤ 対象精神障害者又は休職者及び精神障害者支援講習の対象者の所属等を明らかにする組織図、辞令（写）等（対象精神障害者又は休職者及び精神障害者支援講習の対象者の就業場所が確認できる書類）
 - ⑥ 対象精神障害者又は休職者に支払われた賃金について、基本賃金とその他の諸手当が明確に区分された賃金台帳（写）等の書類
 - ⑦ 対象精神障害者又は休職者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿（写）等の書類

支給申請の例

(例) 講習を5月1日、6月1日、7月1日に実施し、精神障害者を8月1日に雇い入れる場合



奨励金の支給申請の際の注意事項

社内理解促進奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により次の助成金等の支給を受けた場合には、この奨励金の支給を受けることができません。

(平成24年4月10日現在)

助成金名	受給の有無	助成金名	受給の有無
雇用調整助成金		建設雇用改善推進助成金	
高齢者職域拡大等助成金		中小企業緊急雇用安定助成金	
受給資格者創業支援助成金		特例子会社等設立促進助成金	
地域再生中小企業創業助成金		事業復興型雇用創出助成金	
通年雇用奨励金		教育訓練助成金	
介護労働環境向上奨励金		在宅就業支援団体等活性化助成金	
認定訓練助成事業補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助		重度中途障害者等職場適応助成金	
訓練等支援給付金		地方公共団体等の助成金等	
中小企業雇用創出等能力開発助成金			

受給手続管理表

受給のための手続を行う際に記入いただき、必要に応じてご活用ください。

①対象精神障害者の雇入れ日又は休職者の職場復帰日	平成 年 月 日	①又は②の間隔が6か月を超えると支給の対象になりません。
②精神障害者支援講習の開始日	平成 年 月 日	
③精神障害者支援講習の修了日	平成 年 月 日	②から1年以内にする必要があります。
支給申請日	平成 年 月 日	①から6か月を経過した日又は②のいずれか遅い日から1か月以内

(通信欄)